

# 竹林の風

～すべては学校のため すべては子どもたちのため～

栃木県教育委員会事務局  
河内教育事務所  
令和5年12月8日  
発行責任者 西村和孝  
http://www.pref.tochigi.lg.jp/m51/  
kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp

第71号



## 第2回河内宇都宮地区市町教育委員会連合会定例会・研修会が開催されました

令和5年10月19日(木)、河内庁舎にて今年度第2回目となります、河内宇都宮地区市町教育委員会連合会定例会を開催しました。

本会は宇都宮市と上三川町の教育委員会で構成され、河内宇都宮地区の教育の振興を図ることを目的とし、毎年5月と10月に定例会及び研修会を開催しています。構成員は両市町の教育委員の方々に、事務局は河内教育事務所におかれています。

定例会では、令和6年度の教職員定期異動方針等についての説明及び確認を行いました。

定例会後の研修会では、上三川町ご出身で、やり投の元女子日本記録保持者である、国土舘大学講師の海老原有希様から「スポーツを通しての人間形成」と題して御講演いただきました。スポーツのもつ様々な価値やコーチと選手の信頼関係の大切さなどについて、ご自身の経験を交えながらお話しくださりました。競技者と指導者、両方のご経験がある海老原様の言葉はとても説得力があり、示唆深く、学びの多い充実した研修とすることができました。



河内宇都宮地区市町教育委員会連合会			
上三川町教育委員会		宇都宮市教育委員会	
氷室 清	教育長	小堀 茂雄	教育長
関 美恵	委員	大森 玲子	委員
清水 智生	委員	檜山 昌彦	委員
吉田 由美	委員	小野 真一	委員
松枝 健一	委員	亀山 弘美	委員
事務局：河内教育事務所			

## 「ふれあいキャンプ」が実施されました

10月25日～27日の2泊3日でふれあいキャンプ(不登校児童生徒合同宿泊体験学習)が太平少年自然の家で行われました。このキャンプの目的は「自然体験活動や共同宿泊体験等を通して、集団適応力や社会性、協調性等をはぐくみ、不登校の解消や社会参加に向けてのきっかけをつくる」というものです。

今年度は、栃木県内の小中学生25名とボランティアとして栃木県立学悠館高等学校の生徒8名が参加しました。初対面ということもあり、はじめは緊張した面持ちでしたが、仲間づくりレクやナイトハイキングなどの様々なアクティビティを通して、徐々に打ち解けていきました。参加した小中学生からは、「とても不安だったが、みんなが優しく接してくれたおかげで楽しく生活することができた」「自分に合った生活リズムで学ぶことができるという高校の紹介を聞き、自分も進学したいという気持ちが強くなった」などの感想が述べられました。小中学生にとっても高校生にとっても有意義な3日間となりました。



## 学校支援課を紹介します お問い合わせは ☎028-626-3184

学校支援課には、指導主事、管理主事、スクールサポーター(SS)、スクールソーシャルワーカー(SSW)が在籍しています。

業務は多岐にわたりますが、

『すべては学校のため すべては子どもたちのため』

を合い言葉に日々業務に励んでいます。

今回は、そんな学校支援課の業務について、簡単にご紹介します。

### ◆指導主事の業務◆



研修会を実施したり、要請訪問をはじめとした学校訪問などを行っています。

もっとも旬なものと言えば、今秋から開始した、「授業相談カフェ」です!

先生方の授業づくりを支援するための来所相談ですので、授業づくりに関して悩んでいた、新しいアイデアを探していたりしたら、ぜひ、お気軽にご連絡ください! 指導主事が一緒に考えます。

～授業相談カフェのメニュー～

- 国語 算数・数学
- 理科 体育・保健体育



### ◆管理主事の業務◆



学校の教育環境や安全管理に関する業務を行っています。教育の質を向上させ、子どもたちが安心して学び成長できる環境を整えることが私たちの役目であり、教育を支える一員としての自負と使命感が私たちの原動力です。

### ◆SS、SSWの業務◆



「いじめ・不登校等対策チーム」のメンバーとして、相談業務などを行っています。校内研修やケース会議等にも伺いますが、児童生徒の支援等について担任と一緒に考えるなどの個別の相談も行いますので、ぜひご連絡ください。

## 人事異動について

令和6年度からの人事異動について、異動の考え方を示した定期異動方針に変更はありませんが、運用の一部に変更がありますのでお知らせします。

栃木県教育委員会では、人事異動における目的の一つを、教職員の資質向上のための機会と位置づけています。教職員として変化の激しい時代に適応し、幅を広げることができるよう、人事異動における運用の一部を変更し、初任校での在職期間を終え異動となる2校目において、「原則として、市町間異動を行い、早い段階で2市町を経験する」としました。2校目で他市町への異動ができなかった場合は、3校目の異動のタイミングで他市町異動の対象となります。他市町での勤務により、新たな環境や困難に対し柔軟に対処できる適応力等や様々な教育課題に対する指導力を身に付けるなど、教員として見識を広げることが期待できます。

教職員の皆様には、様々な事情もあるかと思いますが、他市町異動を経験しながら、御自身のキャリアアップに繋げていただきたいと思います。

教職員一人一人の  
誇りと品格は  
教育への信頼を  
確たるものにする